

2017/07/20

学校園の規模適正化に係る取組事例

【事例 1：統廃合】

自治体：大阪市

目的：多様な人間関係を通して、社会性を培っていくことができる環境や、集団活動、学校行事などの教育活動が支障なくできる規模を確保する

内容：小学校間における統合

経過：昭和 53 年 大阪市学校適正配置審議会設置※1

昭和 55 年 大阪市学校適正配置審議会（第 1 次答申）

昭和 56 年 大阪市学校適正配置審議会（第 2 次答申）

平成 16 年 「学校規模・配置の適正化に関する基本方針、ならびに適正化のための具体的方策」（16 年答申）※2

平成 20 年 「今後の学校配置の適正化の進め方について（答申）」※3

平成 22 年 「今後の学校配置の適正化の進め方について（答申）」※4

平成 26 年 「大阪市立小学校学校配置の適正化の推進のための指針」の策定（教育委員会）※5

注釈説明：

※1. 大阪市学校適正配置審議会

委員定数：25 名以内（学識経験者、地域コミュニティ代表、保護者代表、市民代表、社会的見地）

平成 29 年 4 月現在 13 名

任期：2 年間

※2. 16 年答申について

◇学校における過小規模基準は 300 名（概ね 12 学級前後）

◇120 名を下回る小学校については、何らかの方策を検討すべき

◇複式学級を有する学校等、過小化が今後とも継続し、急速に進行することが予測される学校については、早急な対策を講じるべき

※3. 20 年答申について

◇適正規模：12 学級から 24 学級まで

◇対象：全学年単学級の小学校

◇基本的な手法：統合

◇小学校間での交流活動、小中連携、地域との連携といった取組みを進めるべき

※4. 22年答申について

◇対象：11学級以下の小学校で下記の①～⑥に該当するもの

- ①複式学級を有する小学校、複式学級を有してはいないが、全ての学年の児童数が20名未満であり、男女比率に著しい偏りがある学年を有する小学校
- ②①には該当しないが、児童数が120名を下回る状況であり、今後とも120名以上に増加する見込みが立っていない小学校
- ③現在120名以上の児童数であるが、今後120名を下回ることが見込まれる小学校
- ④①～③には該当しないが、今後とも全学年単学級の状況にあると見込まれる小学校
- ⑤現在7学級以上11学級以下の状況ではあるが、今後全学年単学級の状況になることが見込まれる小学校
- ⑥今後、7学級以上11学級以下の状況にあると見込まれる小学校

◇基本的な手法：統合、校区の変更

◇保護者、地域関係者による適正化に向けた機運の醸成のもと、市民の主体的な取り組みによる適正化を進めることに傾注すべき

◇行政区、中学校区単位における協議の場を設定

※5. 大阪市立小学校学校配置の適正化の推進のための指針

◇優先順位：22年答申における対象①②を最優先とし、③～⑥については、より小規模化が進んでいる学校から検討する

◇基本的な考え方…適正配置対象校同士の統合を優先する。適正配置対象校と適正規模校の統合は、適正規模校が存続校とする

◇基本的な協議の進め方

①統合に向けた合意形成

- ・ 学校長への説明、当該校のPTAへの説明、地域への説明
- ・ 統合協議会等の設置による課題の整理
- ・ 保護者説明会の開催

⇒当該校の保護者、地域の承認

②統合の最終合意

- ・ 合同の統合協議会等での協議…統合時期、今後の進め方の課題整理

⇒統合時期、今後の進め方について承認

③統合に向けた具体的準備等

- ・ 教育活動の充実のための方策、校名・校歌・通学路の安全対策等

④統合

【事例2：小規模特認制度の活用】

自治体：泉南市

目的：心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培うとともに、複式学級の解消など学校の活性化を図る

学校名：泉南市立東小学校

内容：特色ある教育環境の中で学びたいという保護者・児童に対し、一定の条件のもと、既定の通学区域外からの入学・転学を認める制度

経過：平成17年 2月 PTA、地元区長から要望書提出

平成18年 3月 泉南市教育問題審議会（答申）※1

8月 特認校開設準備委員会設置

9月 特認校指定実施要綱の公布
市議会に報告

11月 特認校指定実施要綱、特認校児童募集要項、入学・転学
申込書の配布
見学会、説明会の開催

平成19年 4月 小規模特認校の指定を受け、市内全域からの受入開始

注釈説明：

※1. 泉南市教育問題審議会（答申）について

◇（抜粋）特認校制度によって他校区からの通学を認める。受け入れの目標は短期的には複式学級の解消とし、中・長期的には単学級解消をめざす。特認校の認可の条件として、環境教育をテーマとする教育内容の思い切った特色化を図るなど、在籍数を増やすための明確な政策をとることとする。また、学校・保護者・地域住民・学識経験者による特認校運営委員会を常設し、地域住民や外部との共同によって、児童募集および児童数拡大のための諸事業を行う。

特色：全面芝生の運動場、1クラス20名までの少人数学級、1年生からの英語教育、充実した課外授業

その他：

◇地元児童と特認児童の割合

平成19年度 地元：特認＝43人：6人

平成24年度 地元：特認＝20人：44人

平成29年度 地元：特認＝14人：55人

◇バス通学児童の増加

平成26年度 39% ⇒ 平成29年度 50%

【事例3：小中一貫校（施設一体型）】

自治体：八尾市

目的：小規模ゆえの良さを活かし、学級や学校を活性化させる

学校名：高安小学校・高安中学校（施設一体型小中一貫校）

内容：2小学校、1中学校を施設一体型の小中一貫校として再整備

経過：平成20年11月 八尾市立小・中学校適正規模等審議会^{※1}の設置

平成22年 3月 答申（案）作成

平成22年 4月 パブリックコメント実施

平成22年 7月 八尾市立小・中学校の学校規模等について（答申）

平成24年11月 保護者説明会、住民説明会の開催^{※2}

平成25年 9月 地域検討会の開催^{※3}

平成26年 2月 「施設一体型小・中学校の設置に関する要望書」が提出される

平成26年 4月 学校開校準備会^{※4}の設置

平成28年 4年 開校

注釈説明：

※1. 八尾市立小・中学校適正規模等審議会

委員構成：14名（学識経験者、公共的団体等、小中学校長、公募市民

期間：平成20年11月～平成22年6月（計13回）

内容：望ましい学校規模、適正化の方策（通学区域の変更、統廃合、施設一体型の一貫校、小規模特認校制度）

※2. 保護者説明会、住民説明会の開催

期間：平成24年11月～平成27年10月

対象：小・中学校保護者、地域住民、幼稚園保護者

※3. 地域検討会の開催

期間：平成25年8月～12月（計4回）

構成員：中学校区4校園の保護者代表、地域住民代表、PTAのOB会代表

※4. 開校準備会の開催

期間：平成26年4月～平成27年11月

構成員：まちづくり協議会、自治振興委員会、青少年育成連絡協議会、各学校PTA、各学校PTAのOB会、幼稚園・小学校・中学校代表（計23人）